

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公営競技事務所

契約業者名・住所	公益財団法人 J K A ・東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号品川シーズンテラス 2 5 階
工事等の名称	競輪の実施事務の委託
工事等の場所	松戸市上本郷 5 9 4 番地 松戸競輪場
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	① 別表 1 の左欄に掲げる 1 回の開催による自転車競技法施行規則第 1 9 条第 2 項に定める勝者投票法のうち、重勝式勝者投票法を除いた車券の売上金の額の区分に応じる同表右欄に掲げる算式で計算された金額 ② 前号の金額に消費税率（消費税法第 2 9 条に定める税率をいう。）を乗じて算出した額 ③ 前号の額に地方消費税の税率（地方税法第 7 2 条の 8 3 に定める税率をいう。）を乗じて算出した額 ④ 協賛競輪・支援競輪の委託費は、①の別表 1 を別表 2 と読み替えて計算するものとする。
工事等の概要	自転車競技法第 3 条及び自転車競技法施行規則第 4 条のとおり

随意契約の理由	本委託は、自転車競技法第3条第1号に規定する、競輪の競技に関する事務を委託するものである。同条の規定に基づき、本件委託は同法第38条の規定により指定される「競技実施法人」に委託することを要する。 現在、経済産業大臣より競技実施法人の指定を受けているのは「公益財団法人JKA」及び「一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会」の二者のみである。 本件委託を実施するにあたり、令和8年3月5日付け松経公第460号及び461号にて本件委託を受諾する意向を確認したところ、公益財団法人JKAから令和8年3月16日付け文書で受諾の意向を、一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会から令和8年3月5日付け文書で受託意思がない旨の回答を得た。 上記により本事業において契約相手方が特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、公益財団法人JKAを相手として随意契約とすることが妥当であると思慮する。 また、公益財団法人JKAは、自転車競技法第23条の規定に基づき、全国を通じて唯一の競輪振興法人としての指定を受け、平成19年10月より、同法第24条に定める「競輪関係業務」を行うとともに、平成26年4月より、同法に定める「競技実施業務」を行っており、本件委託の相手方として十分な資質を有していると考えられる。
----------------	---

「別表1」

売上金（7賭け式）	委託費
9,000万円以下	2,959,136 円
9,000万円を超え1億5,000万円以下	2,959,136 円に9,000万円を超える売上金の額の1,000分の27.2304を加算した金額
1億5,000万円を超え2億円以下	4,592,960 円に1億5,000万円を超える売上金の額の1,000分の18.5504を加算した金額
2億円を超え3億円以下	5,520,480 円に2億円を超える売上金の額の1,000分の16.0704を加算した金額
3億円を超え4億円以下	7,127,520 円に3億円を超える売上金の額の1,000分の11.7304を加算した金額
4億円を超え6億円以下	8,300,560 円に4億円を超える売上金の額の1,000分の5.5304を加算した金額
6億円を超え8億円以下	9,406,640 円に6億円を超える売上金の額の1,000分の5.2204を加算した金額
8億円を超え10億円以下	10,450,720 円に8億円を超える売上金の額の1,000分の5.2204を加算した金額
10億円を超え20億円以下	11,494,800 円に10億円を超える売上金の額の1,000分の4.6004を加算した金額
20億円を超えるもの	16,095,200 円に20億円を超える売上金の額の1,000分の1.5004を加算した金額

「別表2」

売上金（7賭け式）	委託費
9,000万円以下	2,004,576 円
9,000万円を超え1億5,000万円以下	2,004,576 円に9,000万円を超える売上金の額の1,000分の18.4464を加算した金額
1億5,000万円を超え2億円以下	3,111,360 円に1億5,000万円を超える売上金の額の1,000分の12.5664を加算した金額
2億円を超え3億円以下	3,739,680 円に2億円を超える売上金の額の1,000分の10.8864を加算した金額
3億円を超え4億円以下	4,828,320 円に3億円を超える売上金の額の1,000分の7.9464を加算した金額
4億円を超え6億円以下	5,622,960 円に4億円を超える売上金の額の1,000分の3.7464を加算した金額
6億円を超え8億円以下	6,372,240 円に6億円を超える売上金の額の1,000分の3.5364を加算した金額
8億円を超え10億円以下	7,079,520 円に8億円を超える売上金の額の1,000分の3.5364を加算した金額
10億円を超え20億円以下	7,786,800 円に10億円を超える売上金の額の1,000分の3.1164を加算した金額
20億円を超えるもの	10,903,200 円に20億円を超える売上金の額の1,000分の1.0164を加算した金額